

「港区まちづくりマスタープラン（改定素案）」についてのご意見募集結果

1 区民意見募集の実施概要

●意見の募集期間と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成 28 年 11 月 11 日 ～平成 28 年 12 月 12 日	35 通 (区ホームページ 21、ファクシミリ 3、直接持参 9、郵便 2)	121 件

●意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

●資料の閲覧場所

港区都市計画課（区役所 6 階）、区政資料室（区役所 3 階）、総合案内（区役所 1 階）、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

2 区民説明会の開催概要

開催日時	開催場所	参加者数	意見の件数
平成 28 年 11 月 18 日（金曜日）	〔芝浦港南地区〕 芝浦区民協働スペース	8 人	6 件
平成 28 年 11 月 28 日（月曜日）	〔高輪地区〕 東海大学高輪キャンパス	24 人	7 件
平成 28 年 11 月 29 日（火曜日）	〔麻布地区〕 麻布区民協働スペース	8 人	6 件
平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）	〔赤坂地区〕 赤坂区民センター	6 人	4 件
平成 28 年 12 月 1 日（木曜日）	〔芝地区〕 慶應義塾大学薬学部芝共立キャンパス	11 人	4 件
合 計		57 人	27 件

3 意見・要望等の反映状況

①	意見の趣旨を踏まえ、計画に反映したもの	21 件
②	意見の趣旨は、既に改定素案で記載しているもの	42 件
③	意見の趣旨は、既存事業などで対応しているもの	38 件
④	改定素案に関する質疑など	13 件
⑤	計画に反映しないが、意見として受けとめたもの	34 件
合 計		148 件

区民意見募集のご意見と区の考え方

第1章 まちづくりマスタープランとは (5件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
まちづくりマスタープランの役割について	1	まちの将来像を示す、とあるが、現在のまちの状況も記載すべきではないか。	まちづくりマスタープランは、まちの将来像や目指すべき方向性、まちづくりの方針や取組の考え方を示すものです。今回の改定にあたり、これまでのまちづくりの主な成果と港区を取り巻く状況変化について分野別に整理し、改定素案では第2章に記載しています。	②	8～19
	1	マスタープランの役割に、憲法13条、25条生存権、29条財産権の記載が必要なのではないか。	まちづくりマスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。憲法に限らず、さまざまな法律を踏まえ、内容を検討しています。	⑤	2
	1	マスタープランは20年後の港区の姿を示すものであり、それを明確にするためにはあいまいな言葉でなく、難しくても何とかしたいところは具体的に記載すべき。	まちづくりマスタープランは、総合的で中長期的なまちづくりの方向性を示す計画であり、そこに示すまちの将来像は、分野別の個別計画における詳細な検討を経て実現されます。具体的な取組・事業の内容や目標とするスケジュールなどは、分野別の個別計画に記載し、将来像実現のため着実に推進してまいります。 改定素案では、第1章の「計画の位置付け」、第6章においては、「(1) 関連する個別計画の着実な推進について」にその趣旨を記載しています。	②	3 157
計画の位置付けについて	1	まちづくりマスタープランと他の計画の関係を示してほしい。	まちづくりマスタープランは、「港区基本構想」や「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して策定します。街づくり分野の最上位の計画であり、まちづくりマスタープランに示す方針のもと、まちづくり関連の個別計画や個別の都市計画・事業等を定めます。 改定素案では、第1章の「2 計画の位置付け」において、他の計画との関係性を示しています。	②	3
改定の背景について	1	改定の背景として挙げられている「国家戦略特区の指定」とは何か。	国は、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国家戦略特別区域法に基づく取組を進めています。港区は、平成26年5月に全域が東京圏国家戦略特別区域に指定されており、今後、国際ビジネス交流の拠点として、起業支援やMICE機能の整備、外国企業の進出などが進み、さらなる区の経済振興が期待されます。	④	4

第2章 まちの現状と課題 (1件)

項目	件数	要旨	区の方考え方	反映状況	素案関連頁
分野別にみるまちづくりの主な成果と状況変化(道路・交通)について	1	虎ノ門ヒルズの北側の開発計画においてバスロータリーが設置されると聞いているが、14ページの公共交通の利用圏域の図に記載されていない。どうなっているのか。	ご指摘のページの図は、まちの現状と課題を整理するため、現在の公共交通の状況を示しています。そのため、今後整備される予定の虎ノ門のバスターミナルは記載しておりません。なお、将来像を示す第4章全体構想の方針3、道路・交通の方針図においては記載しています。	④	14 54

第3章 まちの将来像 (11件)

項目	件数	要旨	区の方考え方	反映状況	素案関連頁
将来都市像(目指すべきまちの姿)について	1	将来都市像と目指すべきまちの姿の関係が不明確。	将来都市像である「うるおいある国際生活都市」は、5つの目指すべきまちの姿で構成されています。将来都市像は、区が目指す将来のまちを一言で表現したのですが、それを具体的にイメージできるよう、5つのまちの姿を掲げています。	②	25～27
目指すべきまちの姿について	1	目指すべきまちの姿の「住み続けられるまち」と「持続可能なまち」は重複しているように見え、5つのまちの姿の相互関係が不明確。	区は、将来都市像のもと、「住み続けられるまち」「個性的で多様な魅力があるまち」「世界に開かれた国際的なまち」の実現を支える基本的な事柄として「安全・安心なまち」を目指し、それら4つの目指すべきまちの姿を有機的に結び付け、全体として将来にわたっていつまでも「持続可能なまち」を目指しています。 改定素案では、第3章において、それぞれの目指すべきまちの姿の具体的なイメージや関係性について記載しています。	②	26、27
港区が目指す将来都市構造について	1	将来都市構造の3つのゾーンが唐突に出てくる印象。	将来都市構造に示す3つのゾーンは、都市計画区域マスタープランや特定都市再生緊急整備地域など、広域的な視点から見た港区の位置付けを踏まえて、都市再生の緊急性や地域特性により設定しています。 改定素案では、第3章において広域的な位置付けなどの考え方を記載しています。	②	28～31
	1	都市活力創造ゾーンは、土地の高度利用を図りながら計画的な複合市街地開発を誘導すべき地域として位置付けるべき。	改定素案の第4章全体構想の方針1において、区北部は「街区再編や土地利用の転換など、土地の有効利用による計画的なまちづくりの推進」を展開する地域としており、都市活力創造ゾーンはおおむねそのエリアに含まれています。	②	30 40
	1	将来都市構造図におけるゾーニングについて、環状第3号線を境に色分けされているが、居住者としては実態に即しておらず気分を害する。色分けはもっとぼんやりとしたものにするなどしてほしい。	3つのゾーンの整備方針は、その地域の制限などを定めるものではなく広域的な地域特性を捉えて示したものであり、境界部は相互の地域特性をゆるやかに変化・融合させながら連続性を有しています。そのような意図が伝わるよう、図は境界がゆるやかに重なるような表現としています。	②	30

	1	新橋・汐留の都市機能が集積する拠点は、新虎通り沿道だけでなく、JR新橋駅東西も含めて位置付けるべき。	ご意見を踏まえ、新橋・汐留の拠点の範囲を修正しました。	①	30 (改定版32)
	3	赤坂は、方針8にあるとおり、ビジネス機能と歴史・文化・観光の共存する大事な拠点である。都市機能が集積する拠点として位置付けるべき。	区のまちづくりマスタープランは、東京圏全体を視野に入れた広域的な都市の将来像を示す東京都の「都市計画区域マスタープラン」と整合を図って策定するものです。将来都市構造に示す都市機能が集積する拠点は、「都市計画区域マスタープラン」において拠点としている地域を踏まえて設定しました。	⑤	30
	2	品川の JR 新駅は、都市機能が集積する拠点に位置付けられないのか。	JR 新駅は、品川の拠点に含まれています。	②	30

第4章 〔全体構想〕まちづくりの方針（3件）

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
方針の分け方について	1	方針の分け方は、武井区長の選挙公約の6つの約束の分け方に合わせたほうが良いのではないか。	マスタープランにおける分野別の8つのまちづくりの方針は、区長の選挙公報での安全・安心、子ども、水と緑、文化・スポーツなど6つの政策と括りは違いますが内容を踏まえて検討しています。本計画は、都市計画法に基づく計画のため、土地利用、道路・交通、景観などといった、ハードを主体とした分野で整理しています。その中で、区で行っている防犯や子育て、文化などソフト的な政策、区民等の参画と協働においてもまちづくりの視点から記載しています。	⑤	34
	1	バリアフリーやユニバーサルデザインについては、各方針にちりばめて記載するのではなく、方針として1つ打ち立てた方がよいのではないか。そのくらい今後重要となる分野である。	バリアフリーやユニバーサルデザインは、国際化や安全・安心なまちを目指す上で重要な施策と認識しています。 住宅や公共公益施設などの建築物、道路・公園など公共空間、公共交通機関、国際化など幅広い分野に横断して関連し、それぞれの分野の視点から対策や整備の方向性を整理しています。	⑤	—
取組の主体について	1	各取組について、主体の区分を記載する必要があるのではないか。	まちづくりマスタープランは、区民、企業等、行政が共有するまちの将来像を示しています。まちの将来像は区のみで実現することはできず、区民、企業等、行政それぞれが主体的に取り組む必要があります。まちづくりマスタープランに示す方針に基づく具体的な取組・事業の内容や目標とするスケジュールなどは、分野別の個別計画に記載し、将来像実現に向け区が区民や企業等を誘導しご協力いただくことで着実に推進してまいります。	⑤	36～91

方針1 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立 【土地利用・活用】 (4件)

項目	件数	要旨	区の方考え方	反映状況	素案関連頁
上位計画等の改定に伴う用途地域及び容積率の見直しについて	1	東京都で現在検討されている、都市づくりのグランドデザインの策定を受け、今後開発諸制度の活用方針や用途地域の指定方針などの見直しが想定される。都市活力創造ゾーンの将来像を実現するため、用途地域や容積率の見直しが図られることが望ましいため、区からも東京都へ積極的に働きかけてほしい。	用途地域や指定容積率の見直しについては、原則、地区計画を定める場合に限り可能とし、まちづくりのルールを明確にしたうえで都市計画に基づき定めるものとしています。今後の東京都の検討については、引き続き状況を把握してまいります。	⑤	—
	1	用途地域や容積率は、マスタープランに従って見直されるのか。マスタープランは法的な拘束力がないため、用途地域等を変更しないと、事業者を誘導できないのではないかと、事業者を誘導できないのではないかと。	まちづくりマスタープランは、東京の都市計画区域全体の方針を示す「都市計画区域マスタープラン」の内容に適合した、都市計画法に基づく「市町村マスタープラン」です。本計画は、事業者に対して、内容を盛り込む義務を負わせるものではありません。事業者が開発事業等を行おうとした場合、都市開発諸制度を活用して計画を進めることとなります。その際、区は、区民・企業等・行政が共有すべき区の将来像の実現に向けて「都市計画区域マスタープラン」及び「市町村マスタープラン」と整合した計画となるよう指導・誘導しています。	③	—
特性が異なる用途地域が接する地域における土地利用の誘導について	1	商業・業務のにぎわいが活発な地域と落ち着いた雰囲気の地域が隣り合っているのはおかしい。段階的に変化すべきではないか。両地域が接するところはどういったことに配慮していくのか、対策がわかりにくい。	改定素案の第4章全体構想の方針1に示す「土地利用の誘導」の色分けは、広域的な地域特性を捉えて示したものです。隣り合う地域区分の境界域は、相互の地域特性をゆるやかに変化・融合させながら連続性を有する必要あることから、土地利用にあたっては周辺に配慮し合うよう、内容を追記しました。	①	37 (改定版39)
幹線道路沿道の土地利用の誘導について	1	道路の両側は、容積率が高くて高さ制限が緩いため、壁のように建物ができてしまう。その裏に住宅街があるため、道路の美観が損なわれ圧迫感がある。改善してほしい。	幹線道路沿道では、延焼遮断帯の形成や商業の活性化等の観点から、後背地に比べ高い指定容積率となっており、こうした地域特性を踏まえ、絶対高さ制限の指定値についても、一定程度の高さが必要と考えています。また、楽しく歩けるにぎわいや風格のある通りを形成するため、主要な道路では、港区景観計画に基づき風格ある街並みの保全・創出や沿道建築物と一体的な景観形成を誘導しています。	⑤	—

方針2 暮らしやすく健康に資する生活環境の形成 【住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯】 (6件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
生活利便施設の整備・誘導について	2	スーパーなどの生活利便施設の誘導とあるが、具体的にどこの地域に重点的に整備していくという想定はあるか。ぜひ進めてほしい。	スーパーなどの生活利便施設については、「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」の中で整備を誘導しています。建築物の延べ床面積が3,000㎡以上の開発事業はすべて対象となることから、重点的に地域を限定するのではなく、区内全域に対して、幅広くかつ地域の現状に応じて整備されることが重要と考えております。	④	—
	1	生活基盤を支える施設の誘導は、どの程度の面積の物件について対応するのか。大きな面積の物件は、東京都の管轄ではないのか。	「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」の中では、建築物の延べ床面積が3,000㎡以上の開発事業はすべて対象となることから、1万㎡以上の東京都管轄の物件に対しても同様に、生活利便施設の誘導を図っています。	④	—
多言語対応について	1	公園や区の施設は英語・日本語のみの表示であり、そのほかのハングルや中国語の表示がないため、禁止事項等が無視されている。	港区では、「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づき、英語、ハングル、中国語で行うことを基本としております。 現在、区立公園内に設置してある看板等は、ハングル、中国語の翻訳をしている公園はありませんが、昨年開設した芝浦公園の案内板等には、QRコードを設置し、携帯端末に翻訳文が表示されるシステムを導入しました。また、平成28年度から、遊具を利用する際の注意や禁止事項を、図と言語で示した案内板を順次設置しております。	③	—
みなとタバコルールについて	1	適正な喫煙場所の確保とあるが、現状はみなとタバコルールの方針と合っていない。屋内と比べ屋外の喫煙場所は煙が拡散するなど状況が異なるため、詳しく記載すべきである。	みなとタバコルールでは、指定喫煙場所以外の喫煙を禁止し、他人のたばこの煙を吸わされない環境整備を進めています。新たに設置した指定喫煙場所の周辺では路上喫煙・ポイ捨てが減少するなどの効果も見られており、今後とも周辺環境に配慮した喫煙場所の確保とルールの徹底をバランスよく進めながら、たばこを吸う人、吸わない人ともに快適に過ごせるまちづくりに取り組んでまいります。ご意見を踏まえ、第4章全体構想の方針2「みなとタバコルール」の記載を充実させました。	①	46 (改定版 48)
	1	公園などの公共施設においては、全面禁煙にしてほしい。	区は条例で「みなとタバコルール」を定め、道路や公園など屋外の公共の場所では、決められた場所(指定喫煙場所)以外はすべて禁煙としています。また、「港にぎわい公園づくり基本方針」では、受動喫煙に配慮が必要な公園・緑地で、現状の環境改善に有効な場合には、指定喫煙場所の設置を検討することとしています。 新たに設置した指定喫煙場所の周辺では路上喫煙・ポイ捨てが減少するなどの効果も見られており、今後とも周辺環境に配慮した喫煙場所の確保とルールの徹底をバランスよく進めながら、たばこを吸う人、吸わない人ともに快適に過ごせるまちづくりに取り組んでまいります。	③	—

方針3 快適な道路・交通ネットワークの形成 【道路・交通】 (11件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
鉄道のネットワークについて	1	赤坂から品川まで、電車で1時間近くかかる。行政も鉄道づくりに積極的に参画してほしい。	<p>東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関しては、国の交通政策審議会において議論されております。</p> <p>区は、新規鉄道計画案に対しては、機会を捉えて関係機関に意見を発していくとともに、コミュニティバスや自転車シェアリング広域連携など地域交通の強化も図ってまいります。</p> <p>改定素案では、第4章の全体構想の方針3において、広域公共交通と連携した地域特性に応じた交通体系について記載しています。</p>	②	50
	1	JRの貨物路線の開放について、行政からも働きかけてほしい。臨海部のアクセスが改善される。	<p>東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関しては、国の交通政策審議会において議論されており、検討プロジェクトの一つである羽田空港アクセス線（羽田空港～東京貨物ターミナル～東海道線と相互直通運転を行う。）では、貨物線を含めた休止線等の既存ストックの活用も視野に入れていると聞いております。</p> <p>新規鉄道計画案に対しては、機会を捉えて関係機関に意見を発していくとともに、臨海部のアクセス改善のため、コミュニティバスや自転車シェアリング広域連携など地域交通の強化も図ってまいります。</p> <p>改定素案では、第4章の全体構想の方針3において、広域公共交通と地域特性に応じた交通体系について記載しています。</p>	②	50
舟運について	1	交通、観光の手段として、運河に有料で船を運航させてはどうか。	<p>東京都は、平成28年9月から田町・品川防災船着場を活用した水上タクシーの営業を行っています。</p> <p>また、改定素案では、第4章の全体構想の方針3において、舟運を身近な観光・交通手段として定着させる取組について記載しています。</p>	②	50
サイン・案内表示について	1	自転車レーンのサインがかっこ悪く見にくい。ピクトグラムなどを用いて誰にでもわかりやすくするとともに、表現を統一すべき。	<p>自転車専用通行帯や自転車ナビマーク・ナビラインを整備する際に設置する自転車ナビマークの路面標示については、国土交通省と警視庁が定めた「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基準が示されており、平成28年7月の改定によりピクトグラムの基準が新たに提示されました。しかしながら、都内では、今まで別の統一的なピクトグラムで数多く整備を行っており、警視庁と東京都は、新たなピクトグラムを導入し、異なる標示で整備することは、利用者の混乱を招くおそれがあるとして、現行のピクトグラムを利用して引き続き整備を進めていく方針を示しています。区としても利用者が混乱しないよう、都の方針に合わせて整備を進めてまいります。</p> <p>また、自転車専用通行帯の入り口及び出口に設置されている標識については、道路交通法に基づく道路標識となっています。</p>	③	—

自転車シェアリングについて	1	国内外の諸都市では、ものを所有するのではなくシェアする動きがまちづくりのレベルでも広がっている。港区での自転車シェアリングの取組をさらに広げて、区民の生活向上に資するべき。	自転車シェアリングのポート設置につきましては、利用状況の分析結果等を踏まえ、区有施設や観光施設等、区内全域に拡大することとしており、平成28年度までに、170ポートの設置を目指し1,700台を配置するとともに、今後さらに拡大してまいります。また、広域相互乗入れにつきましては、現在千代田区、中央区、新宿区、江東区、文京区の全6区となりました。引き続き、区民等の移動の利便性の向上に努めてまいります。	③	51
歩道への乗り入れ可能な自転車の表示について	1	自転車の利用について、13歳未満、70歳以上が特例的に歩道に乗り入れ可能であることについて、自転車への表示が必要。	道路交通法では、13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者は歩道内を徐行して走行することが認められております。個々の自転車への表示については、区単独では効果が薄いことから、広域行政機関である東京都に伝えてまいります。	⑤	—
放置自転車対策について	1	放置自転車対策として、公園や図書館など港区の施設における駐輪場の新設または周辺での放置禁止区域の指定が必要ではないか。	既存の施設は敷地の都合上の理由などにより駐輪場の設置は困難な場合もありますが、新たに整備する図書館などの区有施設につきましては、施設利用者用の駐輪場を設置しています。 放置禁止区域は、状況に応じて駅周辺を中心に指定しています。	③	51
道路のバリアフリーについて	1	車いすで移動した際、道路上のわずかな段差や傾斜に苦労し、道路は車と健常者のためだけのものと感じた。	誰もが安全・安心かつ円滑に移動でき、生き活きと元気に暮らせる都心空間を形成することを目的に「港区バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー整備事業を推進しています。今後も車いす利用者の意見を取り入れながら円滑に移動できるバリアフリーの街づくりに努めます。 改定素案では、全体構想の方針3において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー空間のネットワーク化について記載しています。	②	52
快適な歩行空間の整備について	1	現行計画には「快適な歩行空間」として指定されている道路があったが、今回は見当たらない。優先的に整備する路線を区として示すべき。	改定素案では、第4章の全体構想の方針3において、バリアフリー化など重点的・優先的に歩行環境の充実を図る地域を記載しています。現行計画に変え、路線としてだけでなく、公共交通機関やその周辺の民間施設などを含めて、面的に連続的なバリアフリー空間のネットワーク化を推進し、快適に楽しく歩ける環境の整備を図っていきます。	②	52
街路樹について	1	低木は、犯罪者を助けやすくしたり、運転者の邪魔になったりするため、植木の高さを考えてほしい。	街路樹の低木は、設置に関して高さや枝幅などの基準があるため、今後も基準を遵守しつつ、引き続き公共空間の視認性についても配慮しながら維持管理してまいります。	③	—
快適な歩行者ネットワーク形成に向けた道路占用の運用について	1	主要駅周辺や高低差の大きい地形での歩行者ネットワークの形成の方針として示しているが、地下や上空のネットワークを整備するには道路占有が必要になることが多々ある。快適な歩行空間形成のため、占有基準の改正または柔軟な運用をお願いしたい。	地下空間やデッキ等による歩行者ネットワークの整備は快適な歩行者空間の形成に資すると考えます。一方、道路空間の占有は、道路敷地外に余地がないためにやむを得ない場合に認められるものであることから、地上交通の緩和又は避難等相当の公共的利便に寄与する場合などにおいて、構造、用法、場所的環境及び利用状況等を総合的に考慮して、具体的個別的に判断してまいります。	⑤	—

方針4 緑と水の豊かなうるおいの創出 【緑・水】 (8件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
古川沿いの緑の連続化について	1	古川沿いは、川ぎりぎりに建築物が建っているため、緑を連続させようとしても時間とお金がかかる。具体的にどのように整備を進めていくのかを示すべき。	古川沿いで行われる開発事業等を契機に、豊かな緑化や親水性の向上に寄与する計画とするよう指導を行うことなどにより、緑の連続化の実現を目指しております。また、東京都が実施している古川の耐震護岸の整備においても、緑の創出を実現するよう協議を行ってまいります。	③	57
保護樹木について	1	保護樹木に指定されている木がどれなのか一般にはわからない。民有地内のものであれば、地域で大切にすべきものなのだから、わかりやすく表示すべき。	保護樹木に指定した場合には、出来るだけ一般の方々に見やすいように標識を設置していますが、民有地であるため、敷地の奥まった場所にある樹木の場合などには、皆様からは分かりづらい箇所もあります。今後、所有者の方々のご意見もお聞きしながら、保護樹木等の表示の仕方について、分かりやすくなるような工夫をしてまいります。	③	—
空き家を公園として取得・整備することについて	1	相続により空き家になったところを区で買い取り、ミニ公園にしてはどうか。公園の名称にその土地に住んでいた方の名前を入れることで、安く入手できるのではないか。	港区緑と水の総合計画では、区民一人あたりの公園面積7㎡を目標としています。しかしながら予想を超える人口増加により、目標を下回っている状況です。相続による空き地に限らず、既存公園の隣接地、歩いて行ける範囲に公園が不足している地域等においては、機会があれば積極的に公園として取得・整備していきます。 また、区では、人口増加に伴う施設需要の増大に適切に対応するため、公園に限らず公共施設の整備に適した土地の取得を進めています。今後も、人口推計に基づく需要予測などを踏まえ、区の施策の推進に必要な土地を取得していきます。	⑤	—
緑の維持管理について	1	緑は、長い目で見た維持管理の仕組みを考える必要がある。保護樹木も、場合によっては更新が必要になることもある。良い状態をキープするために、更新などのメンテナンスが重要であることを記載すべき。	緑に関しては、長期的視点から生育に合わせて維持管理が必要不可欠であることはご指摘のとおりです。保護樹木の制度の主旨は、既存の緑の保全であり、今ある樹木を大切に保護・育成していくものです。区は、樹木の保存・維持管理の重要性を認識しており、その費用の一部を助成しています。 メンテナンス・維持管理は重要ですが、“更新”という表現は今の樹木を伐採撤去して新しい樹木を植えるという意味に捉えられますので、それは保護樹木制度の主旨とは意味合いが異なります。	③	—
	1	緑は生きものであり、開発のたびに植えたり撤去したりでなく、できるだけ今ある緑を大事にするため、地区ごとに「見守り隊」などをつくり、地域の皆で地道に見守り続ける制度を作ってはどうか。	区では、今ある緑の保全が重要であると考え、開発事業等の際にも緑化指導の中で、既存の緑の保全を優先して指導しています。また、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、民有地の緑の維持管理や緑に関する普及啓発活動に自主的に取り組む区民・事業者を支援する制度として、“みどりの活動員”制度がございますので、この制度を活用していただいて、地域の緑を見守る活動を行っていただければと考えます。	③	—

公園の管理者の明示について	1	樹木の日常管理の徹底のため、公園内に、維持管理の責任者の名称を表示する必要がある。	区立公園内の樹木については、区が直接、あるいは業務委託により維持管理をしております。 公園管理者の明示については、公園内に設置してある看板等に区の所管と連絡先を記載しております。	③	—
公園の立体利用、パークマネジメントについて	2	公園は、都市のオープンスペースとしての機能だけでなく、街の魅力や価値の向上、地域コミュニティの核となる整備・管理運営を推進する必要があるため、公園の立体利用や民間活力を活用したパークマネジメントの推進について記載を追加すべき。	公園の立体利用については、第4章全体構想の方針4に、立体都市公園制度の活用について追記しました。 また、民間活力を活用したパークマネジメントの推進については、第4章全体構想の方針4において、「民間活力をいかした公園等の管理」として記載しています。	①	57、63 (改定版 59、65)

方針5 安全・安心なまちの形成 【防災・復興】 (11件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
地震で壊れない建築物の整備の誘導について	1	帰宅困難者対策について、ソフト面の対策も必要だが、地震で壊れない建物を作ることを誘導するのが最大の対策である。	区では、帰宅困難者対策について、ソフト面の取組として、JR主要駅や民間事業者と協力・連携したマニュアルの作成や訓練の実施などに取り組んでいます。また、建築物については、「港区耐震改修促進計画」を策定し、アドバイザーの派遣や費用の助成などの支援を行い、建築物の耐震化を促進しています。	⑤	—
JR各駅における災害時の対応の体制について	1	JR各駅に区の災害対応室を設け、迅速な情報分析と適切な避難誘導を図るのはどうか。また、災害対応室は、定年後の人が働く場所とすることで、高齢者の生きがいとなり、健康にも良い影響が出る。	区内の新橋駅、浜松町駅、田町駅、品川駅、それぞれのJR主要駅には、災害時多くの帰宅困難者の発生が予想されることから、駅ごとに、周辺の民間事業者等と連携し、「滞留者対策推進協議会」を立ち上げ、平時から災害時の対応について検討しています。	③	—
	1	大量の帰宅困難者の発生が予想されるJR駅周辺について、「防災拠点」としての位置付けを追加すべき。	区内の新橋駅、浜松町駅、田町駅、品川駅、それぞれのJR主要駅には、災害時多くの帰宅困難者の発生が予想されることから、駅ごとに、周辺の民間事業者等と連携し、「滞留者対策推進協議会」を立ち上げ、平時より災害時の対応について検討しています。 改定素案では、第4章全体構想の方針5において、駅周辺などにおける開発事業等に伴う都市の機能更新に合わせて、滞留者対策推進協議会などの地域と企業等が一体となった災害時の連携体制を構築し、エリア防災の取組を推進していくことを記載しています。	②	68
津波や液状化の対策について	1	津波や液状化などのハザードマップの内容が方針図に記載されていない。マスタープランでは文章だけでなく方針図に記載すべき。	まちづくりマスタープランは、街づくり分野の最上位の計画であり、まちづくりマスタープランに示す方針のもと、まちづくり関連の個別計画や個別の都市計画・事業等を定めます。津波や液状化などの専門的な調査・分析とそれに基づくまちづくりにおける具体的な対策については、	⑤	—

			「港区防災街づくり整備指針」に記載されます。		
	1	液状化リスクの周知を徹底するとあるが、具体的にどのように行うのか。また、設計段階で詳細な地盤調査を行うとあるが、区が行った津波・液状化シミュレーションだけでは調査不足ということか。	区では液状化マップを作成し、窓口での配付及び区ホームページにて公表し、周知を図っています。 液状化マップの作成にあたって区で行ったシミュレーションは、区が収集したボーリングデータや地形・地盤特性を考慮して液状化の可能性を判定したものです。原位置で詳細な地盤調査を行うことにより、計画建物に与える影響を設計に反映することができるものと考えます。	④	66
公園の液状化対策について	1	公園は地域集合場所となっており、災害時に液状化すると影響が大きいと、対策を具体的に記載してほしい。	地域集合場所の選定にあたっては、公園に限らず、警察・消防の意見を参考に、出来る限り、危険が少なく、集合した人の安全が確保される場所を選定していますが、災害時には液状化も含め、危険な状況が発生する可能性は否定できません。地域集合場所へ集合する際には、災害の規模や被災状況などを踏まえた行動ができるよう区民の皆さん等に周知してまいります。 なお、現段階では、コスト面など考慮し、公園の液状化対策を実施する予定はありませんが、公園の整備工事の際には、現状地盤や地質等について十分調査し、必要な対策を講じてまいります。	③	66
緊急輸送道路について	1	緊急輸送道路では、パーキングメーターを減らすとともに、駐車禁止とする必要がある。	交通管理者に確認したところ、緊急輸送道路指定路線などにつきましては、機能確保に支障がない路線については、必要に応じて設置していると聞いています。	⑤	—
二項道路及び私道について	1	二項道路及び私道について、公道にすることを推進してほしい。	区道に認定する要件を満たし、私道の所有者から申出がある場合には、区道にしていくことを推進してまいります。	③	—
浸水対策について	1	古川橋だけでなく、溜池や内幸町、御成門周辺についても、集中豪雨及び津波等の対策が必要。	改定素案では、第4章全体構想の方針5において、大雨浸水防止を重視する地域を示しています。これは、港区親水ハザードマップにおいて、1.0m以上の浸水が予測されるメッシュが存在する一定の地域を表示しています。内幸町では0.5m～1.0m、御成門では0.2m～0.5mの浸水が予想されるメッシュも一部存在しますので、図に表示はありませんが、方針5の(5)では、対策の推進について記載しています。	②	71、72
長周期地震動への対策について	1	長周期地震動への対策とあるが、高層建築物は東京都の管轄であり、港区ができることはあるのか。	震災時、高層建築物においては、長周期地震動による被害の拡大が危惧されます。特に、高層階では、低層階に比べ揺れが強く、振動時間も長いと言われています。区は、高層建築物の長周期地震動対策として、住宅における家具転倒防止器具助成事業や区内事業所にも対応した防災用品のあっせん事業において、室内の家具及び什器類の転倒防止対策を推進しています。そういった具体の対応策について、第4章全体構想の方針5の高層建築物特有の課題への対応の記載を充実させました。	①	67 (改定版 69)
町会における災害時の対応について	1	町会の幹部等は高齢化している。災害時に対応ができるのか。	町会の災害対応は、幹部の方だけではなく、地域のみなさんで助け合う共助の取組で対応していく必要があると考えています。	④	—

方針6 豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成 【景観】 (3件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
道路標識や案内板のデザインについて	1	道路標識や案内板等のデザインを考えてほしい。	<p>道路標識については、交通の安全と円滑を図るために設置され、法令で様式が定められており、全国統一的に設置されているものです。</p> <p>今後、区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、外国人旅行者の増加が見込まれていることから、外国人も含めた全ての人々が安心して円滑に移動ができる環境となるよう、英語併記化や標準化された図記号（ピクトグラム）の追加など、道路標識の整備を進めてまいります。</p> <p>観光・街区案内標識については、東京都の「案内サイン標準化指針」に基づき設置しています。東京都設置の標識と区設置の標識で、躯体や地図情報の表記内容などについて共通化を図っています。意匠等で裁量があるものについては、街並みや景観に配慮するとともに、港区景観計画等に準拠し整備を進めます。</p> <p>改定素案においては、全体構想第4章の方針6において、サインや案内標識など沿道の施設と一体的に歩行空間の魅力を育んでいく旨を記載しています。</p>	③	—
景観アドバイザー制度の周知について	1	景観アドバイザー制度の認知とその成果を積極的に知らせることを記載してはどうか。	<p>区では、景観アドバイザー会議を含む、景観に関する事前協議や届出の流れなどを記載した「港区の景観協議の手引」を作成し、日頃から窓口やホームページで情報提供に努めています。</p> <p>また、景観協議を行い竣工した施設を対象として、景観表彰制度を実施していますので、受賞施設を公表することで、広く景観に関する意識の向上を図っています。</p>	③	—
景観形成の成果の確認について	1	斜面緑地や坂道景観、運河沿いのにぎわいなど、特色をいかした街並みの定点観測を行い、5年ごとに住民とともに確認してマスタープランの成果を確認するなどしてはどうか。	<p>区では、「港区景観計画」において、斜面緑地や坂道沿いなど、港区の景観特性がよく表れる場所において、建築行為等が行われる際にその特性を生かした景観づくりを誘導するべく、独自の指導基準を設定しています。</p> <p>こうした基準等に基づく個々の景観誘導の積み重ねの成果として、魅力ある街並みが保全・形成されていくものであると考えています。今後、景観計画の改定等の際は、成果を踏まえたより効果的な景観誘導の方策を検討するとともに、区民参画による意見の反映に努めていきます。</p>	③	—

方針7 環境負荷の少ない都市の形成 【低炭素化】 (1件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
風の道の確保について	1	品川周辺の風の道の記載が方針図にない。	まちづくりマスタープランは、街づくり分野の最上位の計画であり、まちづくりマスタープランに示す方針のもと、まちづくり関連の個別計画や個別の都市計画・事業等を定めます。東京湾の海風を都市に取り込む風の道については、建築物の配置や形状により実現されるものであることから、地域の特性や状況を詳細に把握した上で設定する必要があるため、まちづくりガイドラインなどの計画に記載します。	⑤	—

方針8 まちの魅力の維持・向上と活用・発信 【国際化・観光・文化】 (3件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
情報発信について	1	民放キー局や多くの出版社、IT系企業が港区内に所在している。他区のように、区とそれらが連携し、魅力的な情報発信地であるよう、区はどのように考えているのか。	区内に集積する映像メディア産業を活用のもと、港区ワールドプロモーション映像を制作し、情報発信基地局を持つ企業やMICE誘致団体の協力などにより、プロモーション映像の発信をしています。今後も、区内メディアを含む100以上の多種多様な企業等が加盟する港区観光協会を始め、様々な企業や団体との協働連携により港区の魅力ある情報を発信してまいります。 改定素案では、第4章全体構想の方針8において、区のシティプロモーションの強化について記載しています。	②	89
国内外からの旅行者の受入れ環境整備の拠点について	1	方針図に示す「国内外からの旅行者の受入れ環境整備の拠点」に虎ノ門地域を追加すべき。	ご指摘の「国内外からの旅行者の受入れ環境整備の拠点」は、「外国人旅行者の受入れ環境整備方針」（東京都策定）において定められた重点整備エリアを踏まえて設定しています。	⑤	91
新橋・汐留エリアの位置付けについて	1	新橋・汐留エリアについて、ビジネス機能に留まらず飲食、商業、娯楽、宿泊、文化、観光など、国際競争力の向上に資する多様な機能が複合した交流拠点としての位置付けが必要。	ご意見を踏まえ、新橋・汐留エリアの方向性に、多様な商業のにぎわいに関する記載を追加しました。	①	91 (改定版93)

第5章 地区別まちづくりの方針 (1件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
地区の目標の示し方について	1	地区区分が9地区から5地区となり、地域のまちづくりの方針が方向づけられているのは評価できるが、個々の地域の目標が見えにくい。	平成18年の区役所・支所改革以降、総合支所の単位を基本とした地域主体の取組が定着しており、計画運用段階の活用のしやすさを勘案し、地区区分を総合支所管内の5地区としました。各地区の目標については、地域の特徴や魅力・課題がわかりやすくなるよう、表現を工夫しました。	①	98、108、118、128、138 (改定版100、110、120、130、140)

個別地区のまちづくりについて (57件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
芝地区 三田綱町の緑と歴史的風情を備えた環境の保全	1	三田綱町の緑と歴史的風情を備えた環境の保全と、それを前提とした開発の両立について記載してほしい。地域のシンボルとなる美しい都市空間として、保全・育成してほしい景観である。三井倶楽部や旧簡易保険局の建物の保存と活用に加え、赤羽小学校・三田高校の改築については、それらの歴史的風情を成す環境と調和する形でなされるべき。	<p>三田綱町には、三井倶楽部(大正2年築)をはじめ、東京簡易保険事務センター(昭和4年築)の他、江戸時代の建物が残されている龍原寺、當光寺などもあり、当該地域の街並みを構成する重要な要素となっております。文化財保護法・保護条例上の指定・登録をうけた文化財建造物はなく、法的な保存対象物ではありませんが、いずれも平成18年に発行しました『港区の歴史的建造物』に掲載した貴重な建造物と認識しております。</p> <p>当該地域での開発事業等に際しては、周辺の緑と歴史的な趣きを備えた環境の調和を図るとともに、地域に貢献する施設を誘導するなど、住民と共存できるまちづくりを進めていくため、改定素案では、地域別構想第5章の芝地区の方針において、そういった考え方を記載しています。歴史的建造物の所有者には、文化財の観点から建造物保護の喚起を行いたいと思っております。</p> <p>また、赤羽小学校の改築にあたっては、歴史的風情をなす猫塚や、むくの木などの自然環境を保存するとともに、高低差のある敷地の地形を生かした計画とします。</p>	②	99、101

区立芝公園へのカフェ設置について	1	区立芝公園内にカフェを実現し、東京のランドマークである東京タワーとともに自然を身近に感じられる空間としてほしい。	改定素案では、全体構想第4章の方針4においては、地域特性やニーズに対応した柔軟な運営を行うため民間活力を導入して充実を図ること、地域別構想第5章の芝地区の方針においては、「緑と水の魅力をいかしたレクリエーションや観光の場の創出」として、芝公園一帯をスポーツや自然、歴史、地域活動などを楽しめる拠点としながら、旧芝離宮恩賜庭園などの歴史的資源もいかし、地域の歴史・文化とライフスタイルが融合する公園整備を進めていくことについて記載しています。	②	59、101
虎ノ門駅の改良について	1	虎ノ門駅の改良について、芝地区のまちづくりの方針（方針1、方針3）に記載を加えてほしい。	ご意見を踏まえ、第5章地域別構想の芝地区の方針3において、虎ノ門地域の歩行者ネットワークの形成とあわせて虎ノ門駅の改修について記載しました。	①	99、100 (改定版 101、102)
区有地（旧桜田小学校）の活用について	1	生涯学習センターの建物の老朽化の状況を踏まえ、開発等の機会を捉えた区有地の有効活用と官民協働によるまちづくりについて記載を追加すべき。	旧桜田小学校は、本格活用までの期間、生涯学習センターとして活用しています。港区土地活用方針では、「本格活用にあたっては、駅前の利便性に配慮した活用策を検討」するとしています。今後、周辺のまちづくりの動向を注視し、区としての活用方策を検討します。	⑤	—
芝三丁目のまちづくりの方向性について	1	芝三丁目の日比谷通りと三田通りに挟まれた地域は、高齢化が進み治安や防災面での懸念が高まっている。土地所有者と協力して、環境や防災、交通などの地域の課題を踏まえた街づくりのあり方をマスタープランに示してほしい。	まちづくりマスタープランは、東京の都市計画区域全体の方針を示す「都市計画区域マスタープラン」の内容に即して策定する港区全体の都市計画に関する基本的な方針です。具体的な取組・事業の内容や個別地区の地域特性をいかしたきめ細かなまちづくりの方向性は、分野別の個別計画やまちづくりガイドラインに記載します。 改定素案では、第5章地域別構想の芝地区の方針1において、芝地域では安全・安心して住み続けられる市街地の形成について記載しています。	②	—
柳通りの整備について	1	新橋駅周辺の自転車及び歩行者交通の円滑化、災害時の主要な避難動線の確保、地域コミュニティの促進を図るため、柳通りの未完成区間の整備について、記載する必要がある。	改定素案の全体構想方針3において示す「都市計画道路（早期に整備する路線）」は、平成28年3月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の中で指定された優先整備路線及び事業中の路線を記載しています。 ご意見をいただきました都市計画道路駅街路2号線（柳通り）の未完成区間の整備については、新橋駅西口周辺のまちづくりの中で一体的に検討していく必要があることから、地域別構想第5章の芝地区の方針のうち、新橋駅周辺の記述に含まれる内容として考えています。	②	55、104
新橋駅の東西のアクセス性向上について	1	新橋駅の東西のアクセス性の向上について記載する必要がある。	改定素案では、第4章全体構想の方針3において、乗継利便性の向上を推進する交通結節拠点を示しており、JR駅では周辺の開発事業等に合わせて東西のアクセス性を向上させ、陸側と海側の連続性を高めていくことについて記載しています。	②	50 57

新橋地域の公園機能の充実について	1	新橋地域の既存公園は、再配置や統合とともに、にぎわいや交流、防災機能の導入などの公園機能の充実について記載する必要がある。	改定素案では、新橋地域の公園機能の充実についての記載として、第5章地域別構想の芝地区の方針4に「新橋地域の公園機能の充実を図るため、既存公園の再配置や統合について検討します。」や「新橋虎ノ門地域では、国際ビジネス拠点にふさわしい緑豊かな憩いの空間を形成するため、就業者や来街者等の利用者層を考慮した公園・オープンスペースを整備します。」との記載をしています。	②	102
新橋駅周辺の帰宅困難者対策、エリア防災の取組の推進について	1	新橋駅周辺の大量の帰宅困難者に対応した、駅前の一大防災拠点の形成について記載する必要がある。また、浜松町駅・竹芝駅周辺と同様に、新橋駅周辺についてもエリア防災の取組を推進することを記載する必要がある。	新橋駅周辺においては、新橋駅周辺滞留者推進協議会と連携し、帰宅困難者対策に取り組んでいます。 ご意見を踏まえ、第4章全体構想の方針5において、主要駅周辺における防災対策について記載を追加しました。	①	68 (改定版70)
新橋の地域資源をいかした観光振興について	1	旧新橋停車場や銀座線の幻のホーム、駅レンガアーチなど、新橋駅周辺の地域資源や都内有数の一大飲食店街を活用した国際観光振興の推進について記載する必要がある。	ご意見を踏まえ、第4章全体構想の方針8において、新橋・汐留エリアの方向性を都内有数の一大商業地であることを踏まえた記載に修正しました。	①	91 (改定版93)
商店街の区域の表示について	1	新橋駅周辺の商店街の表示に漏れがあると思われる。確認してほしい。	「活発な商店街活動が行われているエリア」について、区域を確認し、修正しました。	①	47、104 (改定版49、106)
新橋・浜松町地域の地域設定について	1	新橋・浜松町地域について、西新橋を含む北側が商業・業務の集積、浜松町寄りの南側が住宅との共存だと想像するが、地域設定が広域のためわかりにくい。西新橋周辺地区の方針を明確に記載してほしい。	まちづくりマスタープランは、東京の都市計画区域全体の方針を示す「都市計画区域マスタープラン」の内容に即して策定する港区全体の都市計画に関する基本的な方針です。そのため、個別地区の特性を踏まえたきめ細かな地域の将来像は、地域の多様な主体との意見交換を積み重ね、まちづくりガイドライン等に示してまいります。	⑤	—
西新橋一丁目のエリアマネジメント活動について	1	西新橋一丁目では、飲食店舗等のにぎわい施設を導入し、オープンスペース等を活用したイベントと連動することでにぎわい形成を図っていくことを考えている。エリアマネジメントの内容に、にぎわい施設と連動し地域のにぎわい形成を推進することを追記してほしい。	エリアマネジメント活動とは、地域のにぎわい形成をはじめとして、開発事業等によって創出された公共的な空間の質の高い維持管理や活用、防災・減災対策、エネルギー連携など多岐にわたるものと考えています。地域の特色をいかすとともに課題に応じた活動が行われることにより、地域の魅力・価値が向上されることを目指しています。	⑤	99
浜松町駅周辺の今後の整備について	1	浜松町駅周辺について、駅に向かってデッキが伸びていたり、JRの空き地があったりしているが、将来的な計画はあるのか。	浜松町駅周辺では駅の機能強化や周辺の開発事業とあわせて土地区画整理事業が施行され、今後東西自由通路の整備や区道の付け替えなどが行われる予定です。	④	99、100

田町駅や新橋駅の周辺における環境美化、客引き防止について	1	田町や新橋の駅周辺は、まちが汚いことが気になっている。客引きの取り締まりなども強化していただきたい。	区では、港区をさらに「安全できれいなまち」にすることを目的とした「芝地区クリーンキャンペーン～路上喫煙ゼロのまち!～」(主催:芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会)を年10回、地域と連携を深めながら芝地区内の各所で開催しています。清掃活動のほか、路上喫煙防止の啓発活動や、路上看板や放置自転車への警告札貼り付け等を行っております。 また、客引き等の迷惑行為を抑止するための啓発を集中的に行う「港区生活安全パトロール隊」を新橋、六本木、赤坂、さらに浜松町、田町、品川地区に配置しています。公共の場所において客引き行為等を明確に規制する「港区客引き行為等の防止に関する条例」が、平成29年4月1日から施行します。条例施行後は、根拠規定に基づく指導等を行うなど、警察とも連携しながら活動を強化していきます。	③	—
SL広場や南桜公園等の液状化対策について	1	S L広場や南桜公園等の日比谷入り江の部分では、液状化対策が必要である。この場所は地域集合場所に指定されているが、液状化や津波浸水のおそれがあり、防災上おかしい。	地域集合場所は、災害発生時に地域の人々が避難する場所ではなく、地域の人々の安否確認や救出・救護を行うために、一時的に集まる場所として、町会・自治会等で定めております。 選定にあたっては、警察・消防の意見を参考に、出来る限り、危険が少なく、集合した人の安全が確保される場所を選定していますが、災害時には、液状化や火災など、危険な状況が発生する可能性は否定できません。 地域集合場所へ集合する際には、災害の規模や被災状況などを踏まえた行動ができるよう区民等の皆様に周知してまいります。	③	—
繁華街周辺の防犯対策の具体的な内容について	1	芝地区の目標に「繁華街周辺の防犯対策等による安全安心なまちづくりの推進」とあるが、具体的に何をするのか。	区は、犯罪の未然防止・生活安全意識の向上のために、毎日24時間体制で区内全域を、青色回転灯を装備した白黒塗装車両により巡回する「みんなとパトロール」を実施しています。芝地区では、新橋駅、田町・三田駅周辺を巡回しています。	④	98
環状第2号線沿道におけるビル風対策について	1	環状第2号線の両サイドに高層ビルが建ち並ぶと、ビル風対策はどうするのか。	環状第2号線沿道のまちづくりや建物の整備状況により、今後ビル風がどのような影響をおよぼすのかについて、現時点で予測することは困難です。まちづくりが進む中でビル風による影響などが出てきた場合は、その時点で対応を考えていくこととなります。	④	—
ちいばすの停留所について	1	環状第2号線にちいばすの停留所がまだに設置されていない。	環状第2号線の開通により交通規制が変わり、ちいばすのルートを変更したことに伴い、西新橋三丁目停留所を休止しています。環状二号線の整備完了後の停留所設置について、東京都や警視庁、地権者や地元団体等と調整をしています。	⑤	—

麻布地区	首都高高架下の活用について	1	赤羽橋から麻布十番の間の首都高高架下を、観光客や住民が気軽に利用できる複合商業施設などが入った場所として活用すると、まちの活性化と交流の場につながる。	首都高高架下の有効活用例としては、音が気にならない、高架が雨除けになるという特徴をいかし、公園や軽スポーツができる遊び空間等として整備してきました。今後も再整備などを行い、地域の活性化や交流につながる場として活用していきます。	③	—
	麻布郵便局について	1	麻布郵便局は立派な石造りの建物で、歴史的資産としても価値があると思う。再開発で取り壊されるのではというはなしを聞いているが、大変もったいない。	ご指摘の地域では、地区内地権者により再開発準備組合が設立され、地域の課題を解決するため市街地再開発事業の計画が検討されているところ。市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地並びに公共施設の整備を一体的に実施するものです。建築計画にあたっては、麻布郵便局の意向や再開発事業の事業運営等も踏まえた上で、再開発準備組合により具体的に検討されていきます。既存建築物の歴史的価値の検証やその表現や継承方法についても検討するよう再開発準備組合を指導してまいります。	⑤	—
	鳥居坂周辺について	1	鳥居坂周辺は緑が多く、保全すべき環境である。まちづくりの方針を明確に示してほしい。	改定素案では、第5章麻布地区の方針において、鳥居坂周辺の地形の特徴や地域資源をいかした趣のある景観の継承について記載しています。	②	112
	北条坂について	1	北条坂は歩道が狭く、坂も急で、各家の前で段差があるため通りにくい。早急に改善してほしい。	当該区道は都市計画道路補助第7号線として将来的に整備する予定になっております。整備する際には、歩道のこれらの課題について改善できるよう検討してまいります。	⑤	—
	南青山七丁目の地下道について	1	南青山七丁目の地下道は、怖くて衛生的にも問題がある。国際都市港区を謳うには恥ずかしい。	道路管理者の東京都に、対処について要請します。	⑤	—
	道路と私有地が一体となった歩行者空間の確保について	1	狸穴公園から郵便局に向かう道で、開発時に私有地の一部を歩行空間として一体的に利用できるように整備された。このように官民が連携して回遊性のある安全な歩行空間が確保されると良い。	区は、総合設計や地区計画など都市開発諸制度を活用した開発事業等に対し、私有地と歩道の一体的な整備を行い快適で質の高い歩行空間を創出するよう、計画を誘導しています。改定素案では、第4章全体構想の方針3において、楽しく歩ける環境の整備について記載しています。	②	52
赤坂地区	赤坂地域における個性豊かな街路整備について	1	檜町公園から高橋是清翁記念公園までの道路について、防災に配慮した快適な個性の光る大使館街の道として整備してほしい。	赤坂地域の現状では、外堀通りと外苑東通りが六本木通りと青山通りを結ぶ歩道と街路樹が整備された街並みとして特徴的な道路となっています。この地域の他の道路は、不整形で歩道の設置も不可能な道路が大半を占	③	—

	1	カナダ大使館からドイツ文化センター、赤坂小学校、檜町公園、サントリー美術館、国立新美術館、森美術館、西麻布、根津美術館、表参道の間、防災に配慮した道路と街路樹を整備してもらえると、来訪者にとっても楽しみが増す。	めています。 区は防災の観点からは、消防車など緊急車両の通行に支障になる細街路の拡幅整備事業を推進し、開発や大規模建築時の機会には、道路と一体となったオープンスペースの確保による快適な歩行空間と緑の創出を誘導していきます。 このようなまちづくりは時間がかかりますが、こうした積み重ねによって安全で地域の観光資源をいかせるような道路整備事業に取り組んでいきます。	③	—
	1	赤坂地域において、六本木通りから青山通りに抜ける防災を兼ねた散歩道が必要。この散歩道沿いにニューヨーク五番街をモデルにした街並み創りをしてはどうか。		③	—
歩行者ネットワークの形成に関する具体的な施策について	1	開発事業に合わせた快適な歩行者ネットワーク形成の具体的な施策として、地下通路・デッキなどによるバリアフリーや電線類地中化を盛り込んでほしい。	赤坂地域の見通しの悪い入り組んだ道路など複雑な地形を有する場所においては、開発事業等に合わせて快適な歩行者ネットワークの形成を促進する必要があります。歩行者ネットワークを整備する際の具体的な方法については、地域の状況に応じて適切な手法を適宜選択することになります。	⑤	—
溜池山王駅周辺のバリアフリー整備について	1	サンサン赤坂へは溜池山王駅を利用する人も多いため、連続的・面的にバリアフリーを推進する場所に加えてほしい。	溜池山王駅とサンサン赤坂を結ぶルートは、「港区バリアフリー基本構想」において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「赤坂駅周辺重点整備地区」の優先的に整備する生活関連経路に位置付けられています。	③	—
赤坂地域における電線類地中化について	1	赤坂地域において、電線類地中化を積極的に進める旨を追加してほしい。	改定素案では、第4章全体構想の方針3及び5において、歩行者の安全な移動と魅力ある街並みの形成や、災害時の避難や緊急車両の通行空間の確保のため、電線類地中化を推進していく旨を記載しています。 港区電線類地中化整備基本方針では、電線類地中化事業を計画的かつ重点的に進めるため、電線類地中化が特に必要で優先的に整備すべき優先整備地域を選定しており、赤坂地域はそれに含まれています。	②	—
氷川神社などの歴史資源をいかしたまちづくりについて	3	氷川神社の例大祭は歴史的に貴重な山車が巡航する外国人にも人気が高い祭りであり、こうした江戸文化を伝える重要な歴史遺産をいかした街づくりを進めるべき。	ご意見を踏まえ、第5章地域別構想の赤坂地区の方針8に内容を追加しました。	①	123 (改定版 125)
赤坂の武家文化をいかしたまちづくりについて	1	赤坂の地歴をいかし、武家文化や武家屋敷を彷彿とさせる拠点とする方針を打ち出してはどうか。	改定素案では、第4章全体構想の方針8において、赤坂地域は「ビジネス機能と歴史・文化的な街並みの共存」としており、地域資源である歴史の風情を感じられる街並みをいかした観光地としての魅力・価値の向上を方針として記載しています。	②	123

	開発事業等を踏まえた方針の提示について	1	赤坂地区において、大型再開発が計画されていることが分かっているのにマスタープランに記載がないのはおかしい。再開発を契機に地域資源の活性化につながるまちづくりを目指すことを示すべき。	改定素案では、第4章全体構想方針1において、開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上について記載しています。赤坂地区においても今後開発事業等の計画があった場合には、この方針に基づき、開発事業等を契機として地域の改題解決を図り魅力・価値を向上させるよう誘導してまいります。	②	39
	赤坂地域における観光インフラの整備について	1	赤坂地区の方針に記載されている観光インフラの整備の促進により、国内外問わず多くの人に赤坂の歴史や文化を知っていただけることを大いに期待している。	区では、国内外に向け、多言語でのSNSを用いた観光情報の発信やロケーション映像配信、このほかにも、観光情報誌や観光メールマガジンの発行など広く情報を発信しています。 引き続き、地域の魅力ある歴史や文化など、観光情報の発信に取り組んでいきます。	③	—
	赤坂地域のバリアフリー整備について	1	赤坂は坂が多いため、防災面や歩きやすさなど、高齢者や体が不自由な方への対策を考慮してほしい。	「港区バリアフリー基本構想」において赤坂地区は、地下鉄赤坂見附駅、溜池山王駅、赤坂駅、青山一丁目駅、赤坂地区総合支所を含む「赤坂駅周辺重点整備地区」に位置付けられており、誰もが安全・安心かつ円滑に移動できるようバリアフリー対策を推進しています。	③	—
	赤坂・虎ノ門緑道の延伸について	1	赤坂・虎ノ門緑道について、赤坂二丁目側にも緑道空間を引き込むような方針を示すべき。それにより赤坂を通じ虎ノ門と六本木の回遊性も向上する。	赤坂・虎ノ門緑道は、区道の街路樹だけでなく沿道の民有地を含めて一体となった大規模な緑道空間の形成を目指すものであることから、計画の検討・推進は沿道関係者による地元の協議会が中心となって行われています。赤坂二丁目側に連続するためには、延伸部分に接する沿道の皆様の協力が不可欠のため、地域のまちづくりの動向やお住まいの皆様のご意向を注視してまいります。	⑤	121
	南青山の住宅地における居酒屋の営業について	1	南青山でこれまで住宅地であったところに、居酒屋ができた。騒音が大きく、たばこの煙が道まで広がっており、毎日被害を被っている。法令を遵守している限りはどんな商業施設でも建てられるというのはおかしくないか。	騒音や路上喫煙等の現状の改善について、関係部署が連携し、必要に応じて、適切に対応してまいります。	③	—
高輪地区	白金高輪駅の入出口について	1	白金高輪駅2番出入口を安全に安心して利用できる環境とするため、地下鉄出入口を新設することを記載し、港区としても積極的に取り組んでほしい。	ご指摘の地下鉄出入口周辺の歩道は幅員が狭く、出入口を設置できる空間が確保できないため、現状では地下鉄出入口を新設することは困難な状況です。 一方で、白金高輪駅に隣接する白金高輪駅前東地区では、区条例に基づくまちづくり組織が設立され、地区まちづくりルールを作成するなど地域主体の活動が進められています。区は、今後とも地域のまちづくり活動を支援し、地域の課題が解決されるよう、計画を誘導してまいります。	⑤	—
	地域主体のまちづくりの推進について	1	現在、私の住んでいる地域では、一部住民が大手不動産会社と組んで開発計画を進めている。収益性の観点から、防災上特に問題	高輪地区は、区条例に基づくまちづくり組織が4地区と最も多く発足しており、地域主体のまちづくりの機運が高い地区です。ご指摘の記載は、そういった地域特性をいかしてまちづくりを進めていくことを記載した	⑤	128

		ない家屋も巻き込もうとしていることを懸念している。地区の目標の「活発なコミュニティ活動をいかした地域主体のまちづくりの推進」を削除してほしい。	<p>ものです。</p> <p>土地の利用状況が不健全な地域においては、市街地再開発事業などにより土地の高度利用と公共施設の整備を行い、都市機能の更新を図る必要があります。その場合、地域にお住まいの方々等によって組織を設立し、計画の検討を重ねて実現していくことになります。検討過程において、区は、地域の皆さんの合意のもとに事業が進められるよう、指導・誘導しています。</p>		
マンション建替 えの推進について	1	高輪地区の老朽マンションに居住しており、現在建替えを検討中である。マンションの建替えは非常に困難で、長い間の苦勞の末やっと合意形成が醸成してきており、マスタープランの目標・方針が、この地区に住み続けたいという希望を妨げることがないようにしてほしい。	<p>まちづくりマスタープランは、まちの将来像や目指すべき方向性、まちづくりの方針や取組の考え方を示しています。マスタープランに示す方針については、区民、企業等、行政が共有し、各者が連携して主体的にまちづくりに取り組んでいくものです。区は、老朽マンションの建替えについて、今後とも積極的に支援してまいります。</p>	③	—
居住継続性の観 点について	1	高輪地区の現在の場所に長年居住している。土地利用・活用の方針図で「業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地」として位置付けられているが、今後も住み続けたいと考えており、居住継続性の観点も考慮してほしい。	<p>高輪地区では、品川駅及びJR新駅周辺や幹線道路沿いを「業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地」としています。これは広域的な地域特性を捉えた土地利用の誘導の方向性であり、住宅の立地をなくしていくという考えではありません。改定素案では、将来都市像を構成する5つのまちの姿の1つ目に「住み続けられるまち」を掲げ、従来から暮らしてきた人も新しく住み始めた人も、誰もが清々しく健康に暮らせるまちを目指していくことを記載しています。</p>	②	134 26
風害を緩和する ための緑地帯の 形成について	1	高輪地区では、現在でも風害の問題が起きており、今後の開発によりひどくなるのではと心配。海からの風の道を確保するため、海から内陸に向かって東西に緑地帯を作っ てほしい。	<p>行政は、事業者に対し、開発事業等を行う際にはあらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価させ、適正な環境配慮がなされるよう指導しています。ご指摘の地域では、改定素案の第4章全体構想の方針4において、海岸通りから東西にわたって内陸につながる「道路をいかした緑の軸」を設定しており、街路樹の育成や沿道の民有地と連携した緑化などにより緑の軸の形成を推進していきます。</p>	②	62
品川駅周辺の開 発への区の連携 の仕方について	1	品川駅周辺の開発について、区民の細かい要望を最も理解しているのは区なのだから、都・JRと連携を強めがんばっていただきたい。	<p>今後も関係者と連携し、将来都市像「うるおいある国際生活都市」の実現に向けて、開発事業者を指導・誘導していきます。</p>	③	—

	品川～田町間の連携について	1	JR 新駅周辺の開発事業等について、品川駅との連携を強める一方、田町駅方面への波及が考慮されていないように感じる。品川～田町間を一体的な視点でまちづくりを進めてほしい。	品川駅周辺は、「品川駅周辺地区地区計画」が都市計画決定されており、田町駅周辺では「田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン」を策定し、これに基づきまちづくりを進めています。 また、上記ガイドラインエリアの南側（田町～品川間）につきましても、JR 新駅周辺の開発等の波及を見込み、「三田・高輪地区まちづくりガイドライン」の検討を進めています。	③	—
芝浦港南地区	田町駅東口の喫煙スペースについて	1	田町駅芝浦口の喫煙スペースの煙がエレベーターまで充満している。喫煙所の移動や囲いの設置など、周囲への影響の対策をお願いしたい。	港区では「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成 9 年港区条例第 42 号）で「みなとタバコルール」を定め、ルールの普及、啓発、指導に取り組んでいます。 ご指摘いただいている田町駅東口デッキ下指定喫煙場所は平成 25 年にタバコの煙の拡散防止を目指し、喫煙場所の配置の見直し、及びパーティションの設置を行ってきました。 しかしながら、時間帯によってはご指摘のようにエレベーターでタバコのおいがすることもあるかと存じます。 区では喫煙場所の周囲に路上喫煙禁止を示す路面シートを貼り付けるとともに、喫煙場所が混雑し、喫煙場所周囲に路上喫煙者が多くなる朝方の時間帯に、タバコルールの啓発員を重点的に配置する対策を行っています。 また、当該喫煙場所の混雑の緩和、エリア外での喫煙を防止するため、喫煙場所の拡張、改修、パーティション追加設置などの対策を検討しております。 今後も更なる対策を検討し、「みなとタバコルール」を推進してまいります。	③	—
	JR 新駅から港南側への連絡通路について	4	東京都のガイドラインに示されている JR 新駅から港南側への連絡通路について、方針図に図示すべき。	ご意見を踏まえ、方針図に追記しました。	①	55、144 (改定版 57、146)
	JR 新駅の駅前広場について	1	JR 新駅が整備されると、東側連絡通路を経由して芝浦中央公園が港南側の駅前広場となる。海外からの来街者に「日本の新しい駅前広場」と誇れるような景観デザインとなるよう整備してほしい。	港南側の駅前広場の計画は決まっていますが、JR 新駅の東側連絡通路の整備に際しては、改定素案第 5 章地域別構想の芝浦港南地区の方針 6 に記載のとおり、品川駅及び JR 新駅周辺で東京の南の玄関口として魅力的な景観形成を図ります。	②	142

JR 新駅周辺のまちづくりの検討の進め方について	1	JR 新駅周辺のまちづくりについて、十分に情報公開されておらず、行政と区民で議論あるいは区民同士で話し合う場もない。もっと交通事業者と連携し、区としても主体的にまちづくりに参加すべき。	品川駅周辺地区は長期的かつ段階的にまちづくりが進んでいきます。これまで、品川駅・田町駅周辺地区まちづくりガイドライン 2014 の策定や、品川駅周辺地区の都市計画決定など、節目に情報提供を行ってきました。今後もまちづくりの進捗に合わせ、適宜情報提供を行うとともに、将来都市像「うるおいある国際生活都市」の実現に向けて、開発事業者を指導・誘導していきます。	③	—
品川駅の改善について	1	品川駅を、外国人をはじめ誰もが使いやすくなるよう改善してほしい。	品川駅は、東京都が策定した「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2014」の7つの戦略において、広域アクセス性の効果を最大化する駅機能の強化が掲げられています。 改定素案では、第5章地域別構想の高輪地区の方針3において、品川駅西口や新たに整備される品川駅北口に駅前広場空間を整備し、利便性の向上や交通結節点としての機能強化を図っていくことなどを記載しています。 また、乗換・乗継の利便性の向上については、改定素案では第4章全体構想の方針3に記載しています。ご意見を踏まえ、各社それぞれの仕様で掲示している案内・誘導サインの統一化を推進し、各交通機関の乗換・乗継の利便性を向上させていくことについて、内容を追記しました。	②	50 130
環状第4号線について	1	JR 線をわたる環状第4号線に歩道は設置されるのか。	環状第4号線の整備主体である東京都からは、歩道を設置すると聞いております。	④	—
芝浦水再生センター上部を防災拠点に位置付けることについて	1	芝浦水再生センターの上部はせつかくの大規模なオープンスペースであるため、災害時にヘリコプターが発着できるような防災拠点に位置付けてはどうか。JR 新駅と連絡を經由して総合に連携することで、地域の防災性能が高まるのではないか。	区内のヘリコプターの緊急離着陸場候補地は、離着陸に必要なスペースや飛行条件などの一定の条件を満たした6か所を東京都が指定しています。 ヘリコプターの緊急離着陸場候補地は、広域的な災害対策として東京都が指定することから、新たな候補地の指定可否について、東京都への意見照会を検討してまいります。	⑤	—

今後のまちづくりの進め方等 (9件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
地域のまちづくり相談の窓口について	1	まちで何か気付いたときに話をする窓口はどこなのか、区民が把握しているのが望ましい。	現在、地域の課題解決などの区民参画・協働のまちづくりは総合支所の単位で進められています。平成18年の区役所・支所改革以降、防災や防犯、地域の活性化などさまざまな分野で、総合支所が窓口となり、区と地域の連携・協働体制が強化されてきています。 地域のまちづくりについて何かございましたら、各地区総合支所まちづくり担当までご相談ください。	④	—
まちづくりを進めるた	1	まちづくりは行政が単独で行うものでは	改定素案では、第1章の計画の役割において、マスタープランに示す	②	2

めの協働体制の充実について		なく、住民、企業、行政がそれぞれの立場でできること、やるべきことがある。行政は情報発信に力を入れ、住民の力を活用して「みんなでまちをつくる」姿勢を示してほしい。	方針については区民、企業等、行政が共有し、各者が連携して主体的にまちづくりに取り組んでいく旨を記載しています。 また第6章のまちづくりを進めるための協働体制の充実において、区は、区民等のまちづくりへの参画の機会を拡充するとともに、まちづくりに関する情報の提供及び知識の普及を行っていく旨を記載しています。		149
	1	区内在勤者の視点が欠けているのではないか。在勤者の専門性や創造性をいかしたまちづくりに取り組むべき。	今回の改定の検討にあたっては、区民意見交換会で地域の魅力や課題、将来像等についてご意見をいただくとともに、各分野の関連団体・企業等に対しグループヒアリングを実施してまいりました。グループヒアリングでは、今後のまちづくりを担う35歳以下の区内在勤者や区内大学の学生の皆さんにもお話をお伺いし、幅広い意向把握に努めてまいりました。 また、改定素案では、第6章において、高度な専門知識や技術を有している区内大学の学生や企業等のプロボノ人材の発掘・活用及び教育・研究機関との連携を推進していくことを記載しています。	②	155
	1	港区には、国内屈指の大学や研究機関が多数集積している。区とそれらの連携に積極的に取り組むべき。	港区では、区内の各大学との連携・協力に関する協定を締結するなどし、地域住民の皆さんと大学との協働により、地域コミュニティを活性化させるさまざまな事業を行っています。今後とも大学や研究・教育機関をはじめ、区内NPOなどさまざまな主体との協働を推進してまいります。 改定素案では、第6章において、まちづくりを進めるための教育・研究機関などとの協働体制の充実について記載しています。	②	149
まちづくりガイドラインの更新について	1	まちづくりガイドラインについて、周辺の動向の変化が反映されていないものがある。ガイドラインの更新をより頻度高く行うなど、柔軟な方針明示をお願いしたい。	改定素案では、第6章において、まちづくりガイドラインの策定・運用について記載しています。その中では、運用段階において、地域のまちづくりの進捗状況や社会状況の変化などに応じて、ガイドラインを更新していくことを示しています。	②	151
エリアマネジメントについて	1	エリアマネジメントの定義を明確にするとともに、港区がもっと主体的に関わるべき。	改定素案では、第6章において、柔軟で戦略的なまちづくりを推進する手法の一つとして、エリアマネジメントにより地域の魅力・価値の持続的な向上を推進することを記載しています。エリアマネジメント活動とは、開発事業等によって創出された公共的な空間の質の高い維持管理や活用、防災・減災対策、エネルギー連携、地域のにぎわいづくりやブランド化など多岐にわたり、地域の特色をいかすとともに課題に応じて、地域が主体となって行われるものと考えています。	②	153
上位計画の改定に伴うマスタープランの見直しについて	1	現在東京都では、都市づくりのグランドデザインの検討が進められている。上位計画となるグランドデザインの策定に合わせて、必	今回の改定の検討にあたっては、広域的な視点から見た港区の位置づけやまちづくりの方向性などを踏まえたものとするため、平成28年9月に東京都都市計画審議会が答申した「2040年代の東京の都市像とその実	⑤	—

		要に応じてマスタープランの見直しを行ってほしい。	現に向けた道筋について」と内容の整合を図っています。今後、当該答申を踏まえて都市づくりのランドデザインが検討されていくと聞いています。ランドデザインの策定を踏まえ、上位計画である都市計画区域マスタープランが見直された際には、その状況等を確認し、必要に応じて改定を検討します。		
	1	社会状況の変化や区民の意向などを受けて、計画を見直していくことを記載すべき。	改定素案では、第6章において、時代の変化に対応したまちづくりの展開として、社会状況や区のまちづくりを取り巻く状況の変化を捉えて必要に応じて計画の改定を行うことを記載しています。	②	157
成果の確認について	1	目指す姿に対して具体策を立て、3年や5年ごとに成果を確認することを明記してほしい。	まちづくりマスタープランは、総合的で中長期的なまちづくりの方向性を示す計画であり、そこに示すまちの将来像は、分野別の個別計画における詳細な検討を経て実現されます。具体的な取組・事業の内容や目標とするスケジュールなどは、分野別の個別計画に記載し、将来像実現のためPDCAサイクルを実施し、着実に推進してまいります。 改定素案では、第6章において、関連する個別計画の着実な推進について記載しています。	②	157

計画改定の検討の進め方等について（3件）

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
改定の検討にあたっての区民等の意向把握について	1	計画の改定に関して、もっと若い人の意見を聞くべき。	今回の改定の検討にあたっては、区民意見交換会で地域の魅力や課題、将来像等についてご意見をいただくとともに、各分野の関連団体・企業等に対しグループヒアリングを実施してまいりました。グループヒアリングでは、今後のまちづくりを担う35歳以下の区内在勤者や区内大学の学生の皆さんにもお話を伺いし、幅広い意向把握に努めてまいりました。	③	—
区基本計画地区版計画書との連携について	1	区基本計画地区版計画書との連携が弱い。「まちづくり」なのだから、区全庁的にもっと連携すべき。	港区まちづくりマスタープランは、区基本構想・基本計画に基づく街づくり分野の計画の一つです。改定の検討に当たっては、区基本計画地区版計画書を担当する各地区総合支所とも連携し、内容の整合を図ってまいりました。	③	—
区ホームページに掲載している改定素案のデータについて	1	区ホームページで改定素案をダウンロードすると、解像度が低い図が多く、文字や図が読み取れない場合がある。改善してほしい。	今回の改定素案は、パソコンで拡大して表示した場合にも文字が読み取れる解像度で区ホームページに掲載しておりますが、現行計画については、一部読み取りにくい図がございました。今後改定版の計画を区ホームページに掲載する際には配慮します。	①	—

その他（11件）

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
巻末の参考資料について	1	巻末に資料編として、関連する計画一覧表を付けると、詳細に知りたい区民にとってわかりやすいのではないかと。	ご意見を踏まえ、巻末の資料編に「関連する計画一覧」を追加しました。	①	— (改定版178、179)
マスタープランの検討等にかかる費用について	1	平成19年版のまちづくりマスタープランの検討・作成・運用には、税金がいくら使われてどれだけの効果があったのか。今回はいくら使ってどれだけの効果を期待しているのか。	現行計画策定時の検討にあたっては、社会状況の変化や開発事業などの動向等に関する調査・分析、今後のまちづくりの方向性の検討など、専門的かつ幅広い見地から検討が必要となることから、豊富な知識・技術力を持つ業者に検討支援業務を委託しました。 また、マスタープランは、総合的で中長期的なまちづくりの方向性を示す計画であり、そこに示すまちの将来像は、分野別の個別計画における詳細な検討を経て実現されます。具体的な取組・事業の内容や目標とするスケジュールなどは、分野別の個別計画に記載し推進しており、事業の進捗の点検や効果の検証、改善・見直しなどは、個別計画の運用において行っています。	④	—
羽田空港の航路拡大について	2	羽田空港の機能強化に伴う危険極まりない航空機運航状況について、区はどのように考えているのか。まずは住民との話し合いからスタートすべき。騒音の問題はどうなるのか。	羽田空港の機能強化については、東京の国際競争力強化や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国際線増便を進めるものと聞いております。しかし、区民の皆さんが懸念される騒音対策や落下物対策等については、丁寧な説明を行い、区民の理解を十分得るように国に対して求めております。	③	—
無料入浴券の配布について	1	以前はまちの銭湯の券をもらえたが、その制度はなくなってしまったのか。	港区では、申請をした高齢者、障害者、原爆被害者及び生活保護世帯の方に、港区（一部近隣区）内の公衆浴場で利用できる「入浴券」を配布しています。ご希望の場合は、各地区総合支所区民課保健福祉係へご相談ください。	③	—
民泊について	1	分譲マンションで民泊を禁止してほしい。	国は、外国人観光客の急増に伴う宿泊需要に対応するため、旅行者を一般住宅に有料で宿泊させる民泊を進めています。実施にあたっては、民泊を行う施設の安全性と快適性が確保されるだけでなく、緊急時の対策や近隣住民の生活との調和を図ることが重要だと考えています。区は、国の「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、国に対し旅館業法と消防法など、関係法令との調整を図り、近隣住民への十分な配慮を行うことを強く要望しています。引き続き国の動向を注視するとともに、区内の実態把握に努めていきます。	⑤	—

公共施設跡地の活用について	1	公共施設跡地などで、週末にマルシェやバザーなどができないか。不法投棄禁止と立て看板があるだけではもったいない。	区では、行政需要に対応するため、小学校等の公共施設跡地について、それぞれ活用の方針を定め有効活用しています。また、区有地・区有施設の週末の活用については、施設の運営・管理の状況を踏まえ、施設を管理する所管課がそれぞれ判断しています。 改定素案では、第4章全体構想の方針1において、区内に点在する低未利用の公有地の有効活用について記載しています。	②	38
都区財政調整制度について	1	港区には多数の企業があるが、企業の税金は区に入らない。おかしいのではないか。	東京都と特別区の間には、大都市地域の行政の一体性・統一性を確保するために、本来市町村が行うべき事務の一部（消防・上下水道等）を東京都が分担し、処理しているものがあります。この事務にかかる市町村の財源を東京都に配分するとともに、特別区間の行政水準の均衡が図られるよう財源を調整する制度として都区財政調整制度があります。 この制度のもと、法人住民税の市町村民税相当分については、固定資産税、特別土地保有税とともに調整三税として都区財政調整交付金の財源となり、その55%が特別区に交付されています。港区は、都区財政調整交付金のうち、普通交付金については、基準財政収入額が基準財政需要額を上回っているため、平成15年度以降交付されていません。	⑤	—
避難所のマニュアルについて	1	御成門小学校の避難所のマニュアルが未だにない。	各避難所の運営マニュアルについては、実際に避難所を運営する地域防災協議会が、基本的な内容を踏まえた上で、該当避難所に合った内容で作成しています。御成門小学校を避難所とする地域防災協議会では、現在、地域内にある他の避難所のマニュアル整備に取り組んでおり、御成門小学校のマニュアルについても今後作成する予定です。	⑤	—
町会・自治会の設立要件について	1	港区町会・自治会ガイドによると、町会等の設立要件に「会則があること」とあるが、会則がない町会が存在しており、そういった要件を満たしていない団体に税金を使っている。	区では、町会・自治会の活動指針を示した「町会・自治会ガイド」を平成8年度より使用しており、新規の町会・自治会の設立要件として会則の提出を義務付けました。また、既存の団体に対しましても、団体会則の確認を依頼し会則を提出していただきましたが、提出いただけなかった団体も一部ありました。今後各町会・自治会に対しましては、会則を確認し、適切に補助金を支出できるよう努めてまいります。	⑤	—
まちの将来像の描き方について	1	マスタープランは、長期的な展望からバックキャストで将来像を描くべきものである。IoTやビッグデータ、AIなどの技術の活用により、近年まちづくりのあり方が変化しているが、マスタープランにはどのように反映しているのか。	今回の改定において将来像を検討するにあたっては、おおむね20年後までに想定される社会変化を分析し、それを見据えて検討を行いました。 全国的な人口減少や少子高齢社会の到来をはじめ、環境技術やロボット技術、完全自動走行システムなど社会の変化を支える技術革新などが想定されますが、改定素案では第1章の計画期間で整理しています。	②	—